

第4章 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題

【現状と課題】

部落差別問題は、日本国民の一部の人々が近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻な問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同和对策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）に同和对策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、部落差別問題解決に向けて関係施策を推進してきました。

しかし、全国的にみれば、結婚問題をはじめとして、企業における就職差別、部落差別問題に関する差別的な発言や落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が跡を絶っていません。

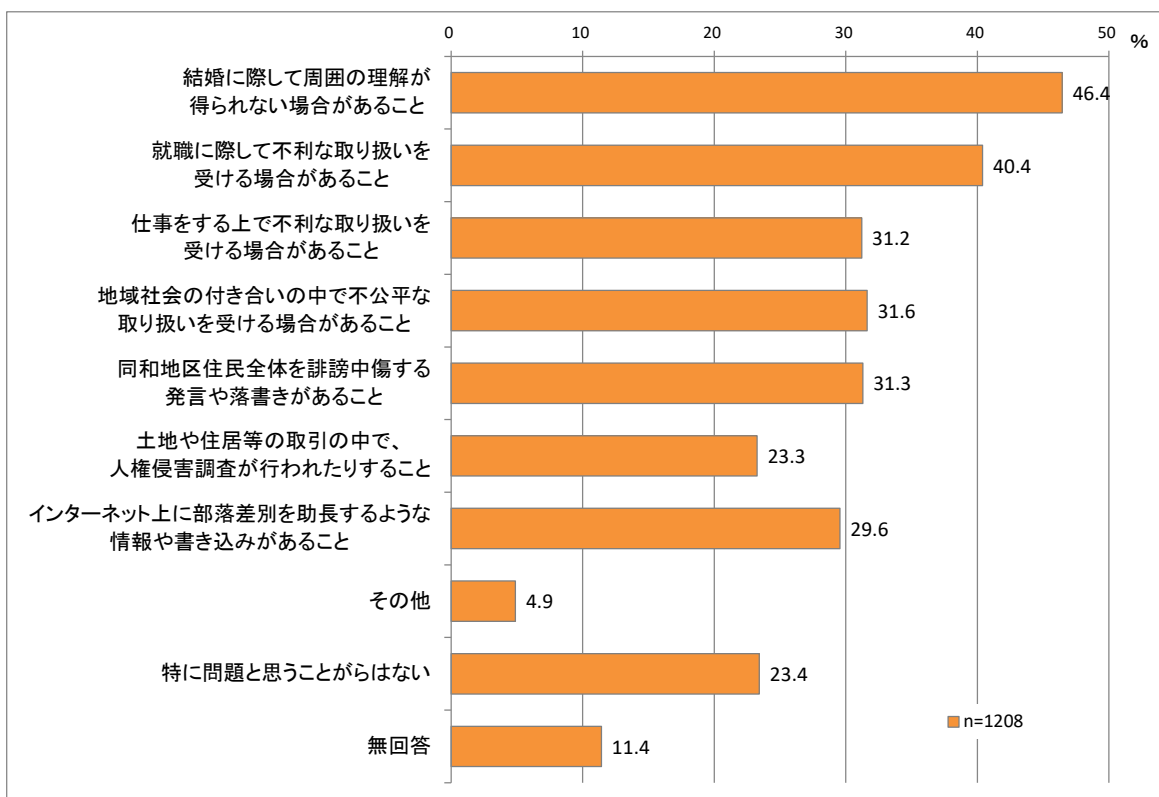
こうした中、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとしううえで、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

本市は、部落差別問題の解決を市政の最重要課題と位置づけ、これまで国、県と一体となって、特別措置法に基づく特別対策のほか、市独自の施策を実施することにより、部落差別問題の解決に向け積極的な推進に努めてきました。また、教育・啓発をはじめとするソフト面においての市民啓発では、地域・職域及び全市民的な取組みを推進してきました。

そして、2018年（平成30年）4月には、部落差別をはじめとして女性、子ども、障がいのある人、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進するため「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて、人権教育・啓発の推進に努めています。

人権問題市民意識調査の結果では、部落差別問題に関して特に問題であると思うものについての設問において、近年取り上げられるようになった「インターネット上に部落差別を助長するような情報や書き込みがあること」「土地や住居等の取引の中で、人権侵害調査が行われたりすること」に対する市民の認知度が相対的に低い状況にあります。また、「特に問題と思うことがらはない」と回答した人の割合は23.4%となっており、部落差別問題に関する正確な知識・情報が不足している市民が一定数みられる状況にあります。

図表5 同和地区住民の人権に関する現状について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

今後の教育・啓発においては、その充実強化を図るなかで、これまでの実施内容や方法をあらためて見直し、取組みの内容に柔軟で弾力な創意工夫と改善を加えながら展開していきます。また、部落差別問題をはじめとする人権問題に関する相談体制の充実に努めると共に、こうした行政の主体的な取組みと併せて、市民が主体となるところの自発的な学習の機会の場の整備・提供や市内企業に対する取組みについても一層の充実を図っていきます。

学校教育では、正しい知識を培うための研修会等を通じた教職員の資質向上や授業内容の改善、家庭の教育力の向上を図ると共に、部落差別問題に起因する教育格差の解消に取組み、真に差別をなくしていく意思と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちの育成に努めます。また、子どもたちの教育における、就学前や小・中学校、保護者、関係団体、そして地域社会と行政との連携をこれまで以上に図っていきます。

2 女性の人権問題

【現状と課題】

国連は、従来から性に基づく差別の禁止を重要な課題として、積極的な取り組みを進めてきました。女性の地位向上を目指して1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、翌年からの10年間を「国際婦人の10年」と設定し、1979年（昭和54年）には世界の女性憲法といわれている「女性差別撤廃条約」を採択して、世界的規模での女性の地位向上と権利の確立に努力してきました。2010年（平成22年）には、女性や女兒のための機会を拡大し、世界中の差別の問題に取り組むことを目的として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」が創設されました。

国内では、男女共同参画に関する動向として、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、2020年（令和2年）12月には、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

女性に対する暴力防止・DV被害者支援等に関するものとしては、2019年（令和元年）に配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。

女性の活躍推進に関するものとしては、2016年（平成28年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、国、地方公共団体及び一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、数値目標を掲げた行動計画の策定や、女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられました。また、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正により、事業主に対する妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。そして、「労働施策総合推進法」の改正によって、2020年（令和2年）6月より職場におけるパワーハラスメントについて事業主の防止措置等が義務となり、また「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によってセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策について、事業主や労働者の責務が明確化されました。

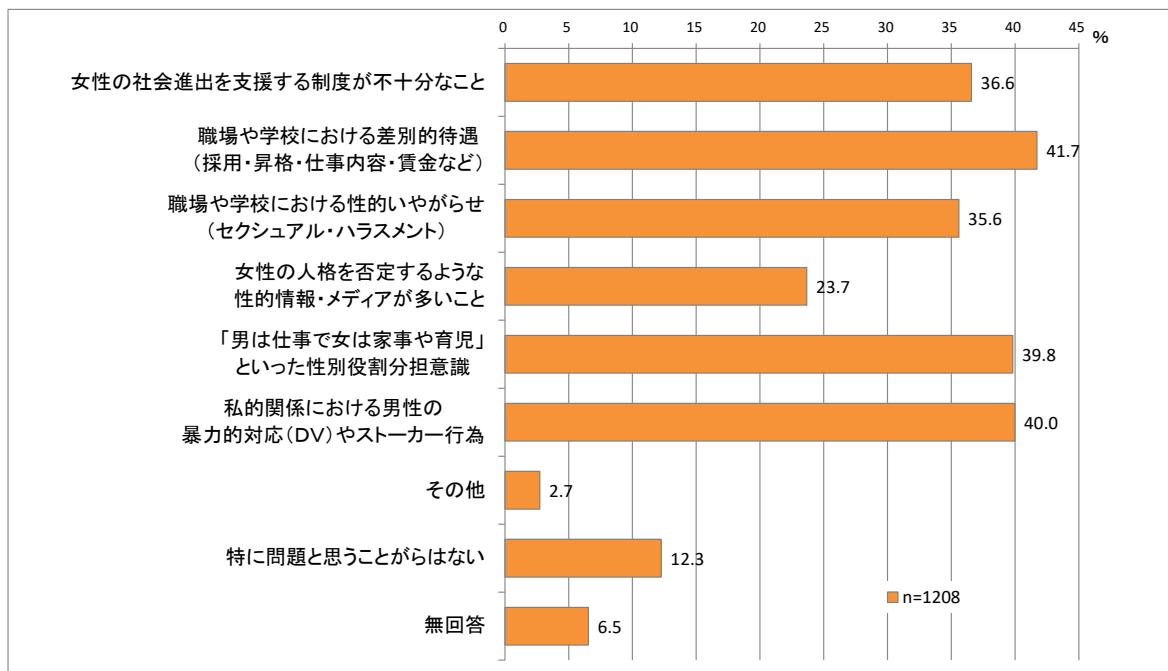
しかしながら、法制度や社会環境整備の進展にもかかわらず、真の男女平等社会は実現しておらず、世界経済フォーラムから発表された、男女平等の度合いを数値化しランク付けした2020年ジェンダーギャップ指数で、日本は153か国中121位という結果でした。その根底には、今なお根深く残っている固定的、伝統的な性別役割分担意識や社会的慣習があり、社会、経済、文化等の分野における男女の共同参画を阻害する大きな要因となっています。雇用の場においても、昇格・昇給、または役職への登用等に男女格差が見られます。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの問題も深刻です。さらに、今なお社会的・文化的性差

第4章 分野別人権施策の推進

別構造「社会的性別」（ジェンダー）や性犯罪、売買春をはじめ、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、若年層の女性に対する性的な暴力、ストーカー行為など女性に対する人権侵害が数多く報告されています。

人権問題市民意識調査の結果では、女性の人権について、特に問題であると思うものは「『男は仕事で女は家事や育児』といった性別役割分担意識」を選んだ人が全体で約4割となっており、性別の回答傾向では女性43.9%に対し、男性34.8%と女性の方が約9ポイント高く、女性の方が男性よりも回答割合の高いものとしては最も大きな格差がみられました。逆に「特に問題とすることがらはない」を選んだ人の割合は、男性15.2%に対し女性9.7%と男性の方が5.5ポイント高く、男性の方が女性よりも回答割合の高いものとしては最も大きな格差がみられました。このことから男性がもつ「女性の人権」に関する問題意識はまだ低い状況にあることがわかります。

図表6 女性の人権について特に問題であると思うもの
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

本市では、男女がお互いに尊重しあい、対等な関係で、生涯にわたり安心して生活ができる男女共同参画社会の形成を促進するため2007年（平成19年）に「飯塚市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の基本施策や苦情等の申出の処理に関する事項を定めています。

現在、この条例の理念に基づき策定している「第2次飯塚市男女共同参画プラン」に沿って推進を図り、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現を目指しています。

この条例とプランに基づき、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、男女平等や男女共同参画推進の意識を醸成する啓発活動や子どもたちが将来、性別にかかわらず対等な立場で社会や家庭を担っていくために必要な教育の充実を図ります。

また、女性への暴力、特に配偶者等からの暴力（DV）について、暴力の防止と被害者の人権を尊重しながら法律等に基づいた被害者支援に取り組むとともに相談体制の充実を図ります。

3 子どもの人権問題

【現状と課題】

子どもたちは、豊かな人間関係の中で成長してこそ、自立心や他人への思いやりの心を育みながら、人権意識を形成することが出来ます。

1989年（平成元年）、国連は「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国も1994年（平成6年）に批准しました。この条約は「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」こととしています。

これを受けて、「児童福祉法」の改正に見られるように、子どもの人格の形成と調和のとれた発達のため、保護及び福祉に関する施策を一層充実させるなどの措置がとられました。

2016年（平成28年）6月の「児童福祉法」改正では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもの福祉を保障するための原理として、第1条に、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが規定され、それまで「保護の客体」とされていた子どもが、「権利の主体」であることが明確化されました。

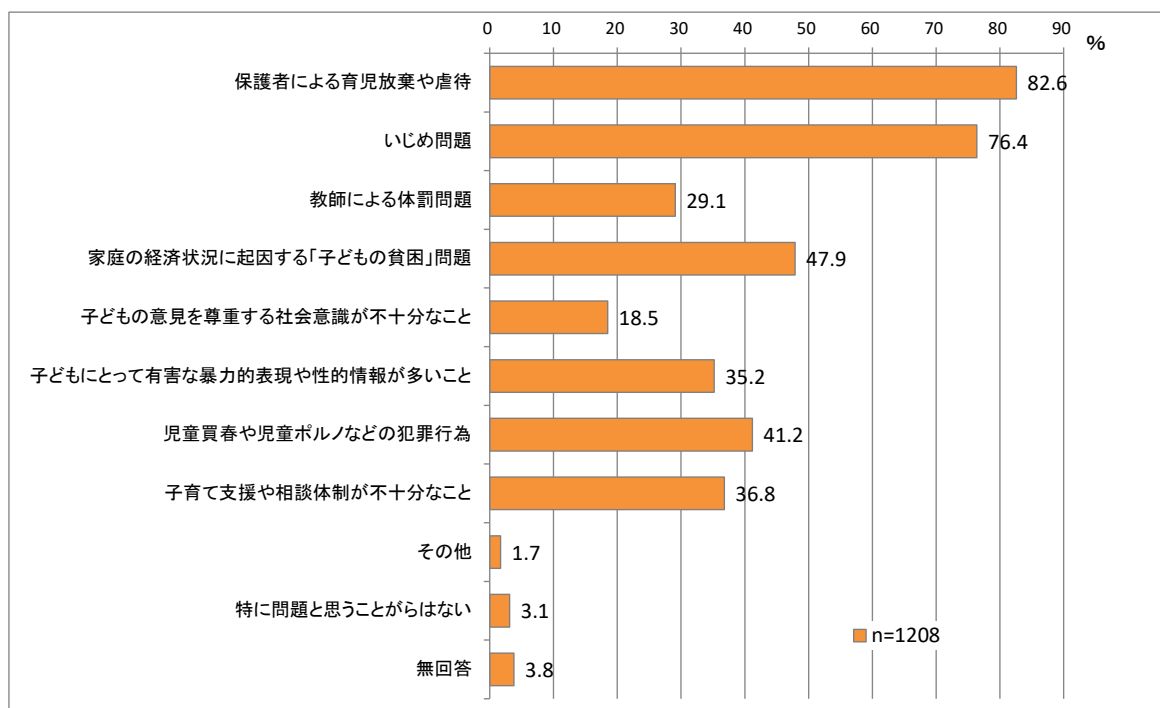
近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめ、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっており、特に児童虐待については、全国の児童相談所における相談対応件数も一貫して増加し、子どもの生命が奪われるなど児童虐待の防止は社会で取り組むべき重要な課題となっています。そして、本市では2019年（平成31年）4月に「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を施行しています。

また、全国的に少子高齢化が進行する中、本市においても、「年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、2020年（令和2年）3月に「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の変化に対応し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制の構築を目指しています。

人権問題市民意識調査の結果では、子どもの人権について、特に問題であると思うものは「保護者による育児放棄や虐待」「いじめ問題」「家庭の経済状況に起因する『子どもの貧困』問題」が上位に挙がっています。また、「特に問題と思うことがらはない」は3.1%とほとんどの回答者が問題意識を持っている状況であり、引き続き、子どもや子育て家庭を支援する取組みの推進・充実が求められます。

図表7 子どもの人権について特に問題であると思うもの（再掲）

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

このような子どもたちを取り巻く状況の中で、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心などを子どもに培うことが求められています。このことから、「児童の権利に関する条約」の趣旨を、大人一人ひとりが理解を深められるよう、様々な広報媒体を活用し、広報、啓発を行います。

子どもや子育てに関する不安・悩みの解消や、子育ての負担の軽減などに努め、子どもが健やかに育つことが出来る環境を整備します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努めるとともに、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組みを推進します。

また、子どもの人権を尊重するために、研修を通して教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士や保護者、子ども会などの地域の指導者に対する人権意識の涵養に努めるとともに、子ども自身が、次世代の担い手としての責任を自覚し主体的な生き方が出来るように、学校、地域、家庭が連携して、子どもたちの「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育を推進します。

4 高齢者の人権問題

【現状と課題】

近年、平均寿命の大幅な伸びや少子化等により約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。このような高齢者の増加により、それらを狙った詐欺などの犯罪が増加しています。さらに一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、経済的に自立して生活していくことが困難な状況にある高齢者や、家族や友人がいなくなり、社会的に孤立する高齢者も増加しています。

こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように、介護者自身が65歳以上である世帯が増えていることもあり、多様な介護の問題に対応していく必要があります。また、高齢者への身体的虐待や介護放棄等の高齢者虐待をはじめ、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産面での権利侵害なども懸念されています。

一方、社会貢献意欲や就労意欲の強い高齢者も増えています。しかし、豊かな経験や知識がありながら、年齢を理由に就労や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権に関わる問題も起きています。

そうした現状の中、すべての人が年齢に関係なく個人として尊重され、個性や経験を生かせる社会づくりが求められています。

本市における、65歳以上の高齢者人口はピークを迎えつつありますが、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、2020年（令和2年）4月1日現在では31.6%で、今後も増加する見込みです。

高齢化率・後期高齢化率（総人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合）ともに、全国平均値より高く、全国的に見ても本市は高齢化が進行している地域であることが分かります。

また、高齢者のみの世帯や要介護等認定者、その中でも特に認知症高齢者の増加等に伴い、高齢者の財産管理をめぐるトラブルや高齢者虐待、高齢者を狙った住宅リフォーム業者等による消費者被害の問題等が深刻化しています。

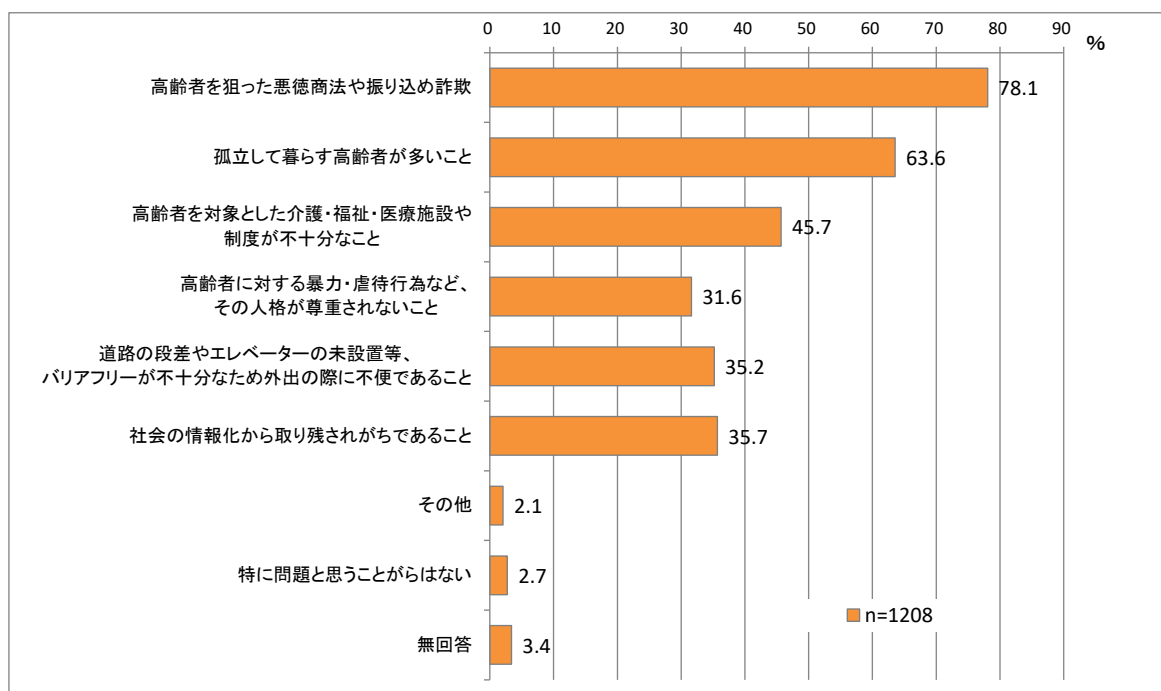
高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送るためには、介護保険をはじめとした行政における保健福祉施策の充実のみでなく、身近な地域住民やボランティア等による日常的な見守りや支援が行われることが大切です。

人権問題市民意識調査の結果をみても、高齢者の人権について、特に問題であると思うものは、世代を問わず「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」「孤立して暮らす高齢者が多いこと」が上位に挙がっています。

特に、2015年（平成27年）国勢調査によると、本市は一人暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯が24.6%と全国（21.0%）や福岡県（21.1%）に比べて多いため、地域と行政等との協働による見守り体制の構築が重要な課題となります。

図表8 高齢者の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

高齢者が尊敬されるとともに社会の一員として健康で生きがいを持って生活していけるように、高齢者の人権についての意識を高める啓発を進めます。

また、高齢者ができる限り要介護等状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう保健、医療、福祉、介護分野で連携しつつ、健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、高齢者に関する各種団体間のネットワークづくりや地域住民の支え合いの意識づくり等に取り組み、高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます

さらに、高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識や技能を活かせるよう、雇用機会の確保及び能力開発を推進していくほか、高齢者の尊厳の確保と権利を擁護しながら、虐待や人権侵害の防止と救済を図るため、地域包括支援センター等による相談体制の充実にも努めます。

5 障がいのある人の人権問題

【現状と課題】

障がいのある人たちをとりまく状況は、高齢化や障がいの重複化、社会情勢の複雑化・多様化により大きく変化しています。

我が国の障がい者施策は、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」以来のテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて、保健、医療、福祉、人権をはじめとする各分野において進められてきました。

2011年（平成23年）には「障害者基本法」が改正され、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障がいのある人の概念や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。さらに2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。

障がいのある人の人権確立は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の二つの基本理念に基づいています。「リハビリテーション」とは、障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力を回復するための技術的訓練プログラムにとどまらずライフステージの全段階において人間らしく生きる権利の回復（全人間的復権）に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指すものです。

また、「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送ることが出来るような条件を整えるということであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるというものです。

私たちが理解しなければならないことは、「あらゆる面での社会参加というよりも、生活を分かちあう」ということです。このことは障がいのある人がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得、社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を目指すものです。

しかし、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障がいを理由に資格や免許が取得できない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などが無いことなどによる文化・情報面の障壁、障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁など、障がいのある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

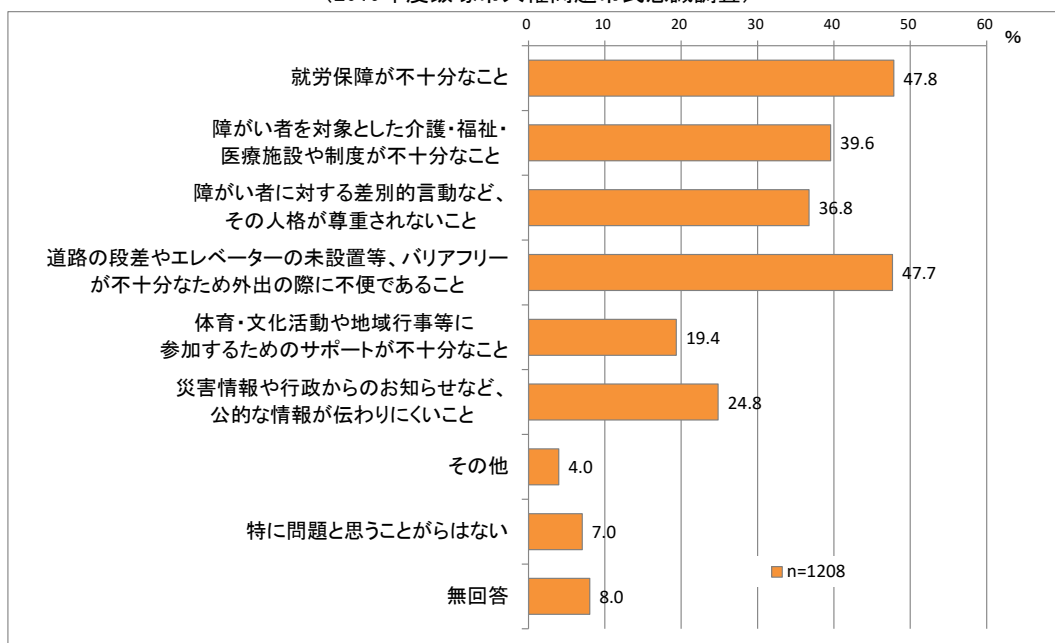
人権問題市民意識調査の結果では、障がいのある人の人権について、特に問題であると思うものは「就労保障が不十分なこと」「道路の段差やエレベーターの未設置等、バリアフリーが不十分なため外出の際に不便であること」が上位に挙

がっています。

これらの障壁を取り除くとともに、障がいのある人が、必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための施策の充実が求められています。

図表9 障がいのある人の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

障がいのある人に対する差別は、誤解と偏見が主な要因となっていることから、関係機関等と連携しながら、様々な機会を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深めるための教育や普及啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。さらに障がいのある人が働く意思を持ちながら、就業機会の確保が進まない状況を改善し、意欲に応じた職業的自立を図れるよう、雇用・就業機会の確保に向けた支援及び障がいのある人の雇用促進のための啓発広報を行います。

また、障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、一人ひとりの療育・保育・教育的ニーズを把握し、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな支援を行います。さらに、障がいのある人のニーズの複雑化、多様化等に伴い、福祉関係者等の資質の向上や人材の養成、確保を図るとともに、「飯塚市障がい者計画」、「飯塚市障がい福祉計画」、「飯塚市障がい児福祉計画」、「飯塚市地域福祉計画」に基づき、本市が取り組むべき障がい者施策及び地域福祉の基本となる人権尊重に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示し、実効ある施策の実現を目指します。

6 外国人の人権問題

【現状と課題】

近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、仕事あるいは研修や勉強のために多数の外国人が訪れ、また、生活しており、今後とも、本市に在住する外国人は増加していくことが予想されています。

本市における在住外国人の多くは、歴史的な経緯から日本に居住することとなった在日韓国・朝鮮人の人々が占めていましたが、2018年（平成30年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、外国人材の活用が全国的な広がりを見せ、本市においても、様々な国からの留学生や外国人技能実習生等が年々増加しており、2020年（令和2年）12月末時点で約1,500人（40か国）となっています。

こうした、外国人の方々に対する人権の擁護と、差別意識の解消に向けて、何をなすべきかを考える必要があります。

人権が尊重される多文化共生社会の大切な構成員として、また、地域経済を支える貴重な人材として、外国人の役割は重要性を増しています。こうした中、外見や言語及び生活習慣等の違いなどから生ずる偏見・差別等様々な問題に適切に対応することが必要となっており、市民の国際理解の推進や意識啓発、外国人が安心して暮らせる環境の整備などにおいても、民間団体、教育機関、行政が連携して取り組んでいく必要があります。本市では、2019年（平成31年）3月「国際都市いづか推進計画」を策定し、多様な文化を理解し受け入れることができる市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを目指しています。

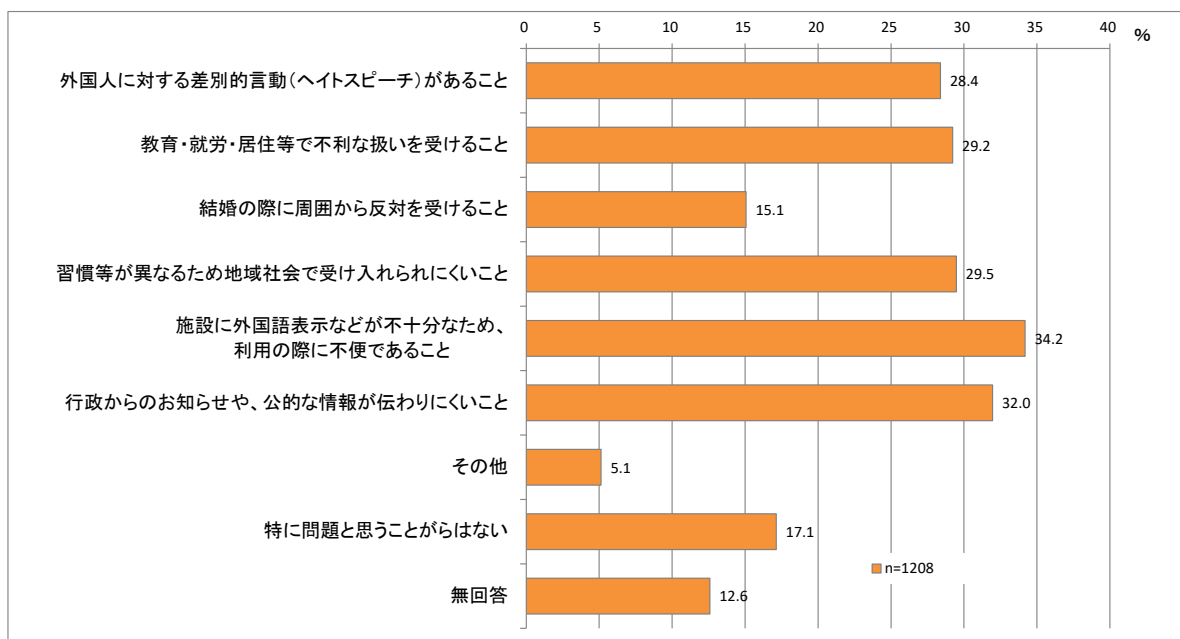
また、日本国内で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけており、その解消に向けて、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

民族や文化、価値観の異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学び、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉ともなります。本市においても、こうした外国人に対する差別意識や偏見を排除し、真にすべての人々の人権が尊重される社会の形成に向けて、国際人としての理解と意義を身につけていくための人権教育・啓発が必要です。

さらに、人権問題市民意識調査の結果では、外国人の人権について、特に問題であると思うものは「施設に外国語表示などが不十分であるため、利用の際に不便であること」「行政からのお知らせや、公的な情報が伝わりにくいこと」が上位に挙がっており、外国人にとって安心して暮らしやすくなるための情報提供のあり方を検討していく必要があります。

図表10 外国人の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解し、受け入れることが重要です。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要があります。

このため、民間団体、教育機関等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図ります。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図ります。

7 さまざまな人権問題

① インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

日本のインターネット利用者数は急激に増加し、総務省「通信利用動向調査」では2013年(平成25年)にインターネット利用率は80%を超え、2019年(令和元年)には89.8%となっています。

人権問題市民意識調査の結果では、インターネットに関する人権について、特に問題であると思うものは、多くの年代で「個人情報の流出を招くこと」と回答した人の割合が最も高く、そのほか、子育て世代が多いと思われる年代では「子どもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題」の割合が高くなっています。

インターネットの長所は、だれでも情報を簡単に手に入れることができ、だれでも手軽に情報を発信することができることです。しかし、インターネットは便利な一面、間違った情報や人を傷つけ、だまそうとする悪意ある情報が簡単に掲載され、人権侵害等につながる恐れがあります。

また、小・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、電子メールやソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等を利用した誹謗中傷の書き込みなど、子どもが人権侵害の加害者や被害者になる事案も発生しています。

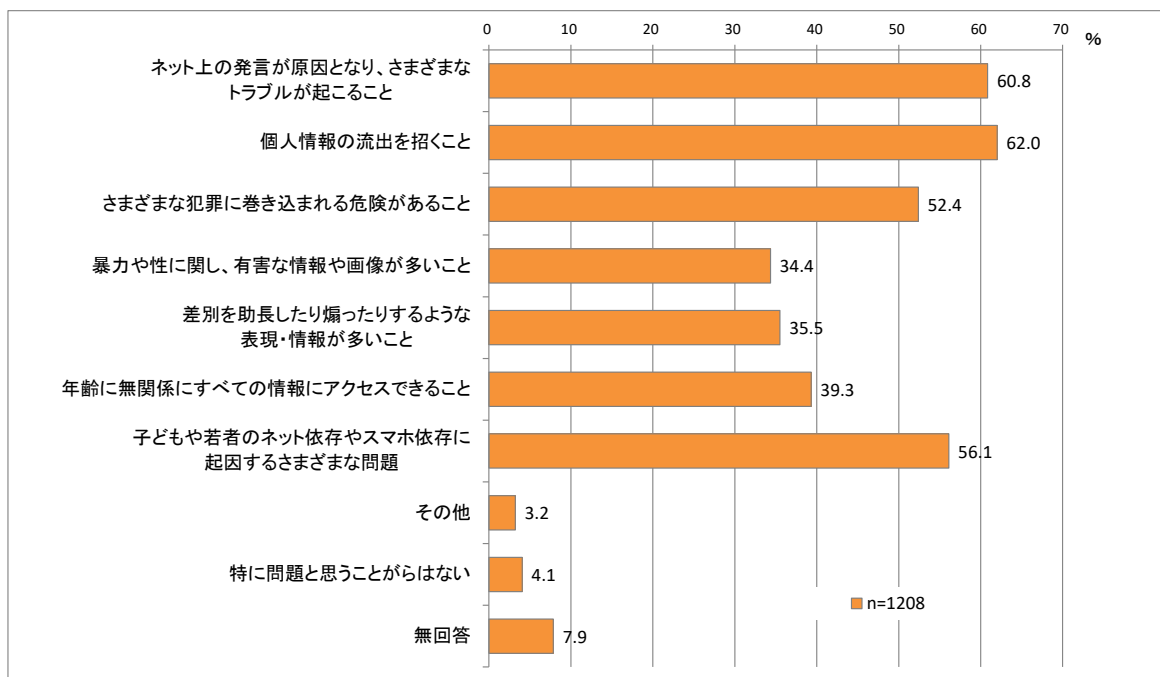
1999年(平成11年)には、インターネット等でのなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年(平成13年)には人権を侵害するような書き込みに対し、被害者が削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定されました。

さらに2009年(平成21年)には、事業者にはフィルタリングの提供を義務化した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が、2014年(平成26年)には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)が制定されました。

近年、捜査の対象になっている未成年者の実名や顔写真が掲載されるという事案も発生しています。インターネット上では、自分の名前や顔を知られることなく発信することができると思われるため、他人の個人情報を掲示板等へ書き込み、プライバシーの侵害につながっています。

図表11 インターネットに関する人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

インターネット利用者の一人ひとりが、情報発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけインターネット上で誹謗中傷などを絶対にしないということの大切さを啓発し、個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、児童・生徒やその保護者に対しては、学校教育や家庭教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

② 性的少数者の人権問題

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかのことで、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということです。性的指向や性自認は人の数だけ多種多様にあるものですが、女性が女性を好きになる（L:レズビアン）こと、男性が男性を好きになる（G:ゲイ）ことや、異性も同性も好きになる（B:バイセクシュアル）ことで嫌がらせやいじめを受けたり、また、からだの性とところの性が一致しないと感じたり、違和感があったりする（T:トランスジェンダー）ことに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で苦しんでいる人々がいます。LGBTは、このような性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す総称の一つで、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など様々な人々がいます。

LGBT（または、LGBTQ）を含む性的少数者に関する人権は、見過ごされてきた人権課題でもあり、人権問題市民意識調査の結果をみても、性的少数者の人権について特に問題であると思うことがらに対して「特に問題と思うことがらはない」と回答した人の割合は13.3%と調査を行った他の人権課題に比べても多く、市民の問題認識度が低いのが現状です。

最近顕在化してきた人権課題であるがゆえに情報量が少なく、性的な問題に関心を持つことを恥ずかしがったり、周囲の理解が乏しく自身の性的指向や性自認などをカミングアウトしづらい風潮にあるなどの理由から、性的少数者に対する偏見や差別意識が横行しています。また、性的指向や性自認について本人の了解なく周囲に伝えてしまう行為、いわゆるアウティングは、プライバシーを侵害し、時には命にも関わる重大な問題となっています。

2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016年（平成28年）には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントにあたることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記されました。

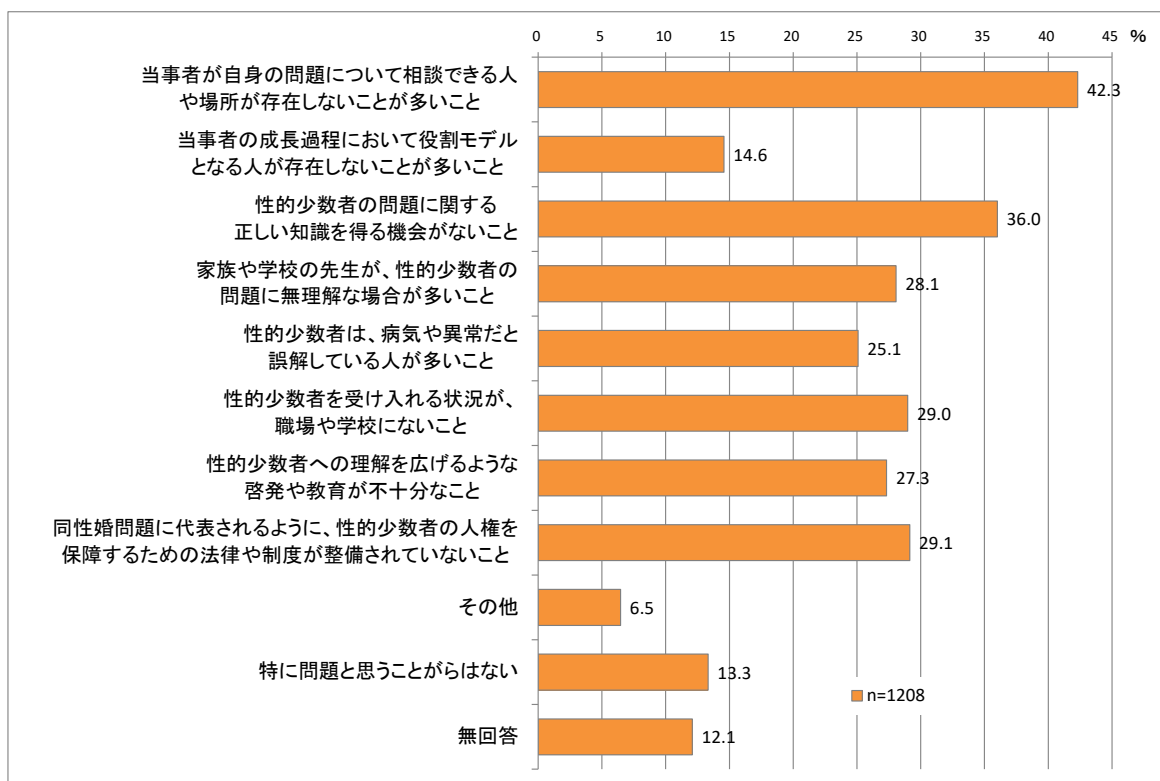
人権問題市民意識調査の結果では、性的少数者の人権について特に問題であると思うもので最も多かった回答は「当事者が自身の問題について相談できる人や場所が存在しないことが多いこと」「性的少数者の問題に関する正しい知識を得る機会がないこと」が上位に挙がっています。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって

選択するものでもありません。社会にはさまざまな「性のありよう」が存在しており、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要で、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

図表12 性的少数者の人権について特に問題であると思うもの

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



【施策の基本方向】

性的少数者の方々、それぞれの人が感じている困難や関心が異なることへの理解を深められるよう「性的指向」や「性自認」について、また「多様な性があること」について、正しい理解が進むことで不当な差別や偏見にさらされることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた教育・啓発の推進に努めます。

③ HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題

【現状と課題】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症、ハンセン病等、その他の感染症等に対する正しい知識や理解不足等により、これらの感染者や患者および回復者そしてその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により職場での差別、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受ける等、様々な人権問題が生じてきました。

HIVは性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどなく、感染したとしても、適切な治療により、エイズ発症予防が可能な慢性感染症となったにもかかわらず、正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況であり、社会的偏見や差別により様々な不利益を受けるといった問題があります。

エイズを含む感染症対策を講じるため、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権を尊重しながら、感染症の予防と患者等に対する医療について総合的な施策の推進が図られています。さらに、HIV感染症に関しては、同法の規定に基づく「特定感染症予防指針」が策定されており、正しい知識の普及啓発や人権の尊重等について具体的な取組みが示されています。

ハンセン病は、治療方法も確立され完治する病気ですが、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、強制的な隔離政策がとられてきました。療養所入所者の多くは、長期の隔離により家族・親族や地域社会との関係が絶たれ、入所者自身の高齢化や特に今なお病気に対する誤解と差別が根強いために、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。そして、患者のみならず、その家族も病気に対する誤った認識から地域社会の中で偏見や差別に苦しんできました。

2001年（平成13年）5月、ハンセン病回復者に対する国の損害賠償責任を認めた熊本地裁判決が出され、ハンセン病問題は大きな一歩を踏み出しました。また、ハンセン病回復者などに対する差別や偏見の解消をさらに推し進めるため、2009年（平成21年）4月から「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行され、2019年（令和元年）にはハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告勝訴の判決を国は受け入れ、その後補償に関する法律も制定されました。しかし、人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

その他の感染症として、2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えました。そのような中、病気に対する不安や恐怖心、正しい情報の不足等により、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者の治療等を行う医療関係者及びエッセンシャルワーカーやその家族等も差別を受けるなどの人権侵害が問題

となっています。

今後、このような感染症やこれまで知られていなかった感染症等が発生した際には、感染症患者、その家族、支援者や関係者等の人権問題が発生しないよう、人権教育・啓発に努める必要があります。

【施策の基本方向】

HIV感染症・エイズについては、性感染症予防を含め、具体的な知識や情報の提供とともに、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点から啓発に努めます。

ハンセン病については、患者・元患者・その家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう啓発を行うとともに、あらゆる機会をとらえ、様々な手法での情報提供により、ハンセン病に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

その他の感染症等については、不正確な情報や知識、思い込みによる感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及に努めます。

④ 犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題

【現状と課題】

犯罪被害者本人とその家族、遺族は、犯罪の直接的な被害に加え、精神的被害や収入の途絶などにより経済的にも困難な状況に陥るなどのほか、興味本位のうわさや心ない中傷等により、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次的な被害を受けるという問題があります。

2005年（平成17年）4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。その中で、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない」と明記されていますが、制度面だけでなく、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解が広く市民にも求められています。

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によっては、更生への妨げや人権が侵害されるおそれがあります。

また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがあります。

このため、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要です。

【施策の基本方向】

犯罪被害者やその家族については、関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者、その家族の立場やニーズを踏まえた支援を講じるとともに、司法、行政、民間団体との連携、協力の下にその心情に立った啓発活動の推進に努めます。また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し啓発等に努め、人権擁護委員等による相談対応等、刑を終えて出所した人やその家族の相談業務の周知に努めます。

⑤ プライバシーの保護

【現状と課題】

国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報保護法」が2005年（平成17年）4月に施行されました。

また、2013年（平成25年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されるなど、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う事案が拡大することが想定されます。

個人情報の保護に関する意識が高まる一方で、近年では、職務上の資格を利用して戸籍や住民票の写し等を大量に不正取得するという事件や個人情報の漏洩、不正利用といった事件が大きな問題となっています。本市においては、住民票の写し等の不正取得が行われた場合に、事前登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

今後も情報化社会の急速な進展の中、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

【施策の基本方向】

「飯塚市個人情報保護条例」に基づき、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図っていきます。

⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。2002年（平成14年）に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決には至っていません。

政府は、2010年（平成22年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

【施策の基本方向】

拉致問題についての市民の関心や認識を深めるよう意識啓発を図るとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会を通して正しい知識の普及や周知・啓発を推進します。

⑦ その他の人権問題

以上の人権課題のほかにも、私たちの社会には、格差社会の深刻化による生活困窮者やホームレスの問題、性的搾取を目的とした人身取引の問題などの人権課題が存在しており、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題では、2019年（令和元年）に「アイヌ人の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。また、東日本大震災に起因する人権問題では、避難所において、プライバシーが保護されないという問題や避難所生活での女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮が問題となりました。また、被災者に対する嫌がらせやいじめなどの人権侵害、風評による偏見や差別も発生しています。

今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの問題に応じた教育・啓発に努めます。